

三河校長会教育条件委員会活動報告

1 給与改定について (資料1・2参照)

(データ提出締め切りの関係で、「12/10現在」の情報になります。)

- ・ 12 / 9 (月) 県教委から組合への回答を実施
- ・ 12 / 10 (火) 県教育条件委員会にて情報提供

- ・ 給料表：人事委員会が勧告した給料表に改定
民間よりも11,223円低かったため、「3年連続」の増額
若年層に手厚く(約2万5千円増額)しつつ、すべての年齢層で見直し
校長職では個人差があるが、平均5千円程度の増額
- ・ 初任給調整手当：国に準じて改定
- ・ 期末手当：6月期・12月期の支給割合をそれぞれ「1.25月」
- ・ 勤勉手当：6月期・12月期の支給割合をそれぞれ「1.05月」



★2024年4/1に遡って、「差額支給」(3年連続の支給)

① 12 / 19 県議会閉会 → 閉会に間に合えば、「12月中の差額支給」

<試算>

- ・ 初任者で「38万円弱」 ??? 校長級で「13万円程度」 ???

※12月中の支給になれば、本会議時にはすでに受け取っていることになります。

② 12月議会で議決されず、2月議会の場合、「3月支給」 ???

★2025年4/1からの給与制度アップデート

配偶者手当：今後、配偶者手当は「減額」を経て「廃止」の方向

子どもに関する手当：配偶者手当廃止分を含め、増額の方向

2 令和6年度退職金について

今年度の「セカンド ステージ セミナー」(SSS)の資料を添付しました。

→ 上記の給与改定により、基準になる数値が変わってきます(退職金が増額する)が、ご自身の退職金を「試算」してみてください。

3 令和5年度三河校長会資料「退職金について」

昨年度(令和5年度)に配付された「SSS」資料をもとに、令和5年度の退職金についての試算方法(特に計算式や換算基準)を詳しくまとめて、昨年度の三河校長会にて報告したのになります。上記の、今年度の「SSS」資料とあわせて、こちらの資料の計算式や換算基準を参照すると、詳しく計算できます。

4 今後、中高一貫校で働く中学校教員の給与形態について

- ・ 中高一貫校で働く場合も、中学校の過程の指導を行う場合は、義務教育学校の給与基準となる(高校の給与とはならない予定)。
- ・ 一貫校では現実的に高校生の指導を行わざるを得ない場面も想定されるが、現状では、高校での兼務発令はしない方向で調整中。
- ・ 同一校で勤務するが、本務が高等部になる高校教員は高校教員の給与体系、本務が中等部になる中学校教員は義務教育学校の給与体系となる(予定)。

2024年12月9日

12/19例会 12月決定は難しいか？

給与改定等について

組合への回答が冬休み
年末ギリギリで決定

果敢委員会終了 ← 成立
2月議会 → 3月支給か？

1 本年度の給与改定については、人事委員会の報告・勧告を踏まえ、次のとおり実施することとしたい。

項目	改定内容	改定時期
1 給料表	人事委員会が勧告した給料表に改定する。	2024.4.1
2 初任給調整手当	国に準じて改定する。 物 民間より1万1千円増額(3年連続) 若年帯に厚く。(新卒2万5千円UP. 校長5千円程度UP)	2024.6.1
3 期末手当	6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.25月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.7月分)に改める。	2024.4.1
4 勤め手当	6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.05月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分)に改める。	2024.4.1
5 寒冷地手当	国に準じて支給額及び支給地域を改定する。 38万円弱!! < 差額 校長級で13万円超に上がるか?	支給地域の改定は 2025.4.1

2 給与制度のアップデートについては、人事委員会の報告・勧告を踏まえ、次のとおり実施することとしたい。

項目	改定内容	改定時期
1 給料表	人事委員会が勧告した給料表に改定する。 なお、新給料表への切り替えは、国の方法に準じて行う。	
2 扶養手当	国に準じて改定する。 配偶者手当: 減額 → 廃止. 子供の手当: 増額) の方向	
3 地域手当	(1) 県外の公署に勤務する職員は、国に準じて改定する。 (2) 異動保障の期間を異動から3年間とし、3年目の支給割合は異動前と同じとする。	
4 通勤手当	支給額を国に準じて改定する。	2025.4.1
5 単身赴任手当	国に準じて改定する。	
6 特定任期付職員の特別給	国に準じて改定する。	
7 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当	住居手当、特勤勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。)、寒冷地手当を支給する。	

3 勤め手当の成額率については、国や他の都道府県の状況を踏まえ、検討していきたい。

4 在宅勤務等手当又は寒冷地手当の支給を受ける者については、これらの手当の月額を時間外勤務手当等の算定に当たっての勤務一時間当たりの給与額に加えることとし、実施時期は、2024年4月1日としたい。

5 長時間労働の是正については、積極的な取組を実施しているところであり、引き続き、時間外勤務(時間外在等時間)の縮減に向けて取組を進めていきたい。

〔令和6年10月8日〕
教職員課給与グループ

令和6年度 人事委員会勧告・報告について

公(官)民 較差 (改定率等)	項目	県		国	
	期日	令和6年10月8日		令和6年8月8日	
	率等	較差	金額	較差	金額
		2.94%	11,223円	2.76%	11,183円
	過去の 状況	区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
県		1.05%(3,988円)	0.28%(1,055円)	0.00%(8円)	
国		0.96%(3,869円)	0.23%(921円)	0.00%(▲19円)	

【勧告・報告】

1 月例給

(1) 給料表

初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を引き上げる（令和6年4月1日に遡及して実施）。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、人事院勧告の内容を考慮して改定する（令和6年4月1日に遡及して実施）。

2 期末手当・勤勉手当

支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める（令和6年6月1日に遡及して実施）。

（一般職員の場合の支給月数）

区分	6月期	12月期
期末手当	1.25月（現行1.225月）	1.25月（現行1.225月）
勤勉手当	1.05月（現行1.025月）	1.05月（現行1.025月）

3 寒冷地手当

人事院勧告の内容を考慮して改定する（令和6年4月1日に遡及して実施）。

【参考】勧告どおり実施された場合の職員（行政職）の平均年間給与の増減

現行 A	改定後 B	差 B-A
631.5万円	654.4万円	22.9万円

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は、多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、Well-beingの実現に向けた環境整備といった、人事管理上の重点課題への取組の一環として、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を行うこととした。

本県においても、国における制度見直しを踏まえ、給料表及び諸手当を以下のとおり改定する必要がある（令和7年4月1日から実施）。

【参考】国における主な見直しの内容

項目	見直し内容
俸給表	<ul style="list-style-type: none"> 行政職（一）3～7級相当 職務や重責をより重視した俸給体系見直し 行政職（一）8～10級相当 職責重視の俸給体系へ見直し
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位（中核的な市は個別指定）とし、級地を5段階に再編した上で最新の民間賃金を反映
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引上げ
通勤手当等	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当の支給限度額を新幹線等の特別料金を含む全体で月15万円まで引上げ 通勤手当・単身赴任手当の要件緩和

(1) 給料表

人事院が勧告した俸給表を基本として改定する。
新たな給料表への切替えは、人事院の報告及び勧告の内容を考慮して行う必要がある。

(2) 地域手当

県内の公署に勤務する職員の支給割合は、引き続き8.5%とする。
県外の公署に勤務する職員については、国に準じて改定する。

(3) 扶養手当

人事院勧告に準じて改定する。

(4) 通勤手当及び単身赴任手当

通勤手当については、人事院の報告及び勧告の内容を考慮して改定する。その際、本県と国では、手当制度に違いがあることにも留意する必要がある。
単身赴任手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定する。

(5) 管理職員特別勤務手当

人事院勧告の内容等を考慮して改定する。

(6) 特別給

勤勉手当の成績率については、人事院の報告内容を踏まえ、本県の実情を考慮した上で対応を検討する必要がある。
特定任期付職員の特別給については、人事院勧告に準じて改定する。

(7) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

人事院勧告の内容等を考慮して改定する。

5 教員給与の取扱い

文部科学省の中央教育審議会が、質の高い教員の確保に向けた処遇改善について答申したところであり、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

【その他の報告】

<人材の確保・育成>

1 人材の確保

社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き任命権者と連携しながら、様々な手法を用いて多様で有為な人材を確保していく必要がある。

2 人材の育成

県政の諸課題に的確に対応するためには、職員一人一人が専門能力を高めながら更なる能力開発を図るとともに、「愛知県人材育成基本方針」等に基づき、組織全体として「人づくり」に向けた取組を推進していく必要がある。

3 能力・実績に基づく人事管理の推進

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績に基づいた人事管理を行うことが重要であり、人事評価制度を積極的に活用し、引き続き適切な人事管理を推進していく必要がある。

4 多様な人材の活躍促進

多様な人材の活躍は、組織の活力を維持・向上させる観点からも重要であり、女性職員の積極的な登用や高齢層職員の活躍に向けた取組などを推進していく必要がある。

<勤務環境の整備>

1 総勤務時間の縮減

総勤務時間の縮減のためには、引き続き組織のトップがリーダーシップを発揮し、業務の効率化や意識改革に取り組む必要がある。

2 柔軟な働き方の推進

本県においてもフレックスタイム制の導入に向けて検討する必要がある。

あわせて、勤務間インターバルの確保についても、措置を講じる必要がある。

3 仕事と生活の両立支援の拡充

仕事と育児の両立支援制度の拡充に向けて、国の動向を注視した上で適切に検討する必要がある。

4 メンタルヘルス対策の充実

メンタルヘルス不調の未然防止及び早期発見・早期対応に向けた取組が拡大されたところであり、引き続きより一層対策の充実を図る必要がある。

5 ハラスメントへの対応

ハラスメントへの対応は社会全体として取り組むことが求められており、カスタマー・ハラスメントに対する措置を講じる必要がある。

ハラスメント防止に向けた取組に加え、ハラスメントが起きた場合に迅速かつ適切に対応できる職場づくりを進める必要がある。

夜間中学校に勤務となる教員の処遇について (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

1 概要

2025年4月に夜間中学として、県立とよはし中学校が開校することに伴い、夜間中学業務手当を新設する。

2 理由

夜間中学においては、夜間に勤務することに加え、日本語指導が必要な外国にルーツを持つ方及び不登校等の理由により中学校に十分に通えなかった方に対する日本語の基礎指導及び義務教育段階の学び直しといった対応があり、その業務は困難性の高いものであると考えられるため。

3 内容

(1) 支給対象

夜間中学に勤務する校長、教頭、教諭等が夜間中学に係る業務に従事する場合

(2) 支給額

ア 管理職

日額 830円

イ 管理職以外

日額 1,150円

※ 単価は、定時制高校勤務の教員に支給される定時制通信教育手当及び他県単価と均衡を図ったもの。

4 施行期日

2025年4月1日

県、12月議会で議決

令和6年度 退職手当について

1	退職手当の概算	p1~2
	(1) 勤続期間の計算	
	(2) 勤続期間計算の例	
2	退職手当の試算	p2~3
3	退職手当に係る税金	p4~5
	(1) 所得税の計算	
	(2) 市町村民税の計算	
	(3) 県民税の計算	
4	退職手当の手取額	p5
5	支給手続き等	p5
資料1	教育職給料表(二)	p6
資料2	勤続年数別退職手当額・税額の計算表	p7~12

愛知県小中学校長会
教育条件委員会

1 令和6年度「退職手当」の概算

- ・愛知県条例第27号・公立学校職員の退職手当に関する条例
- ・愛知県教育委員会規則第12号・公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則

令和6年度退職者に係る退職手当は、以下により計算します。

60歳以下退職者

退職日給料月額×採用から退職までの勤続年数に応じた支給率（以下「退職日支給率」という。）＋調整額

※60歳以降で退職する職員については、定年退職の支給率での計算となります（定年（61歳）前の退職ですが、自己都合退職の支給率での計算となりません。）。

不利にならない。

61歳退職者（令和5年度に60歳に達している者）

60歳時の給料月額×採用から60歳までの勤続年数に応じた支給率（以下「60歳年度末支給率」という。）＋退職日給料月額（7割給）×（退職日支給率－60歳年度末支給率）＋調整額

定年の支給率について（平成30年1月1日～）

勤続期間	支給率
31年	42.31035
32年	43.81695
33年	45.32355
34年	46.83015
35年以上	47.709

※ 在職期間・勤続期間・勤続年数
・・・それぞれ使い分けに注意してください。

(1) 勤続期間の計算

- ① 在職期間の計算は、職員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数とします。
- ② 国及び他の地方公共団体の公務員として在職した後引き続いて職員となった場合には、その期間を通算します。（任命権者の証明する履歴事項証明書及び退職手当の支給に関する証明書が必要。）助教諭・常勤講師の期間でも、退職手当支給対象であった場合には通算します。
- ③ 1日でも空白の期間があれば、それ以前の期間は通算しません。
- ④ 以前に退職手当の支給を受けたことがある場合には、その期間は原則として通算しません。
- ⑤ 在職期間のうち、休職、育児休業等がある場合は、その月数の1/2の月数を在職期間から除算します。
（専従許可の期間は全期間を除算、平成4.4.1以降の育児休業については、子が満1歳に達する月までは1/3を除算）
- ⑥ 勤続期間に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

(2) 勤続期間計算の例

昭和62. 3. 31 ~ 令和7. 3. 31 ⇒ 38年と1月・・・38年
 昭和62. 4. 1 ~ 令和7. 3. 31 ⇒ 38年と0月・・・38年

1日でも勤務があれば1月とカウントするが...
 ...退職金の計算では年単位での切り捨て

2 退職手当の試算 (60歳年度末に校長で退職した場合)

退職手当 = 基本額 (給料月額 × 支給率) + 調整額

- ① 試算の基礎とした給料月額は、令和6年4月1日現在のものです。
- ② 号給は、退職時現在の号給です。
- ③ 支給率は、47.709として試算。

(過半数の校長は勤続期間が35年以上のため、35年を基礎として以下計算を進めます。)

※ 12月末日の給与改定により変更される

基本額

号給	給料月額	×	支給率	基本額(円)
19	443,500	×	47.709	21,158,941
22	447,200	×	47.709	21,335,464
25	451,200	×	47.709	21,526,300
28	454,600	×	47.709	21,688,511
31	457,400	×	47.709	21,822,096
34	459,800	×	47.709	21,936,598
37	461,300	×	47.709	22,008,161
40	462,800	×	47.709	22,079,725
43	464,400	×	47.709	22,156,059
46	465,900	×	47.709	22,227,623
49	467,500	×	47.709	22,303,957
52	469,000	×	47.709	22,375,521
55	470,500	×	47.709	22,447,084
58	472,100	×	47.709	22,523,418
61	473,600	×	47.709	22,594,982

調整額

54,150円(校長職調整月額) × a月 + 43,350円(教頭職調整月額) × b月

※ a + b = 60月

校長職歴		教頭職歴		調整額合計
5年	54,150 × 60	0年	0	3,249,000
4年	54,150 × 48	1年	43,350 × 12	3,119,400
3年	54,150 × 36	2年	43,350 × 24	2,989,800

※ 上記の試算(60歳年度末時点で勤続期間が35年以上)に該当する方は、令和8年度末定年62歳で退職した際も退職手当額は同額である。

○60歳年度末勤続年数が35年未満の者が、62歳定年まで働いた場合

(例) 令和6年度末60歳 勤続年数33年 4-22号給 (447,200円)

令和8年度末62歳 勤続年数35年 2-165号給 (325,520円) ※教職調整額を含む

基本額

	給料月額	支給率	金額
役職定年時	447,200	45.32355	20,268,691
定年退職時	325,520	2.38545(47.709-45.32355)	776,511
合計			21,045,202

調整額 (前ページと同じ)

54,150円(校長職調整月額) × a月 + 43,350円(教頭職調整月額) × b月

※ a + b = 60月

校長職歴		教頭職歴		調整額合計
5年	54,150 × 60	0年	0	3,249,000
4年	54,150 × 48	1年	43,350 × 12	3,119,400
3年	54,150 × 36	2年	43,350 × 24	2,989,800

3 退職手当に係る税金

- ① 退職手当（退職所得）に係る税金としては、所得税と住民税（市町村民税・県民税）があります。
- ② 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間の退職者の退職手当（退職所得）については、所得税を徴収する際、復興特別所得税があわせて徴収されます。復興特別所得税の額は源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額です。
- ③ 退職手当としての所得に係る税金は、分離課税として扱われます。
- ④ 退職手当が支払われる際に支給金額から差し引かれます。
- ⑤ 退職手当に係る税金計算の場合、勤続年数が関係します。勤続年数は退職手当の場合と違い、休職等の期間は除算せず、1年未満の端数は切り上げとなります。（ただし、組合専従期間は税計算の場合も除算します。）

<勤続年数の計算の例>

昭和62. 3. 31 ~ 令和7. 3. 31 ⇒ 38年と1日・・・39年
昭和62. 4. 1 ~ 令和7. 3. 31 ⇒ 38年と0日・・・38年

(1) 所得税の計算

- ① 所得税の対象となる金額（課税退職所得金額）

$$\text{（退職手当支給額－退職所得控除額）} \times \frac{1}{2}$$
$$\text{勤続年数5年以下は（退職手当支給額－退職所得控除額）}$$

※1,000円未満端数切捨て

- ② 退職所得控除額

勤続20年以下	40万円×勤続年数（最低保障80万円）
勤続20年超	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

<例>

$$800万円+70万円 \times (40年-20年) = 22,000,000円$$

$$800万円+70万円 \times (38年-20年) = 20,600,000円$$

・ 退職手当支給額から退職所得控除額を引いた額の1/2が所得税の対象となる金額（課税退職所得金額）です。

・ その金額（課税退職所得金額）を基に、次の計算で所得税額が決まります。

所得税額

- ☆ 課税退職所得金額が194万円以下の場合

$$\text{課税退職所得金額} \times \frac{5}{100} \times 102.1\% = \text{所得税額（1円未満切捨て）}$$

- ☆ 課税退職所得金額が195万円～330万円未満の場合

$$\text{（課税退職所得金額} \times \frac{10}{100} - 97,500円） \times 102.1\% = \text{所得税額（1円未満切捨て）}$$

- ☆ 課税退職所得金額が330万円～695万円未満の場合

$$\text{（課税退職所得金額} \times \frac{20}{100} - 427,500円） \times 102.1\% = \text{所得税額（1円未満切捨て）}$$

(2) 市町村民税の計算

住民税の対象となる金額は、所得税の対象となる金額（課税退職所得金額）と同じ額です。

市町村民税の金額は、

$\frac{\text{課税退職所得金額} \times 6}{100}$ により計算します。

※100円未満の端数切捨て

(3) 県民税の計算

県民税の金額は、

$\frac{\text{課税退職所得金額} \times 4}{100}$ により計算します。

※100円未満の端数切捨て

4 退職手当の手取額

$\text{退職手当支給額} - \text{所得税} - \text{市町村民税} - \text{県民税} = \text{退職手当手取額}$

その他、例月給与から徴収されている住民税の4・5月分や該当者については共済・互助会貸付返済金の残額が控除されます。

5 支給手続き等

退職手当の支払いは基本的に口座振替の方法で行いますので、支給内申書に記入する銀行名、支店名、口座番号は十分確認してください。例月給与等の振込口座として登録している口座以外の口座を指定する場合は、特に注意が必要です。（口座情報に誤りがあると振込不能となり、退職手当を受け取るのが遅れてしまうことがあります。）

関係書類提出期限 1月中旬以降を予定（詳細な期限については、別途学校へ通知します。）

支給日 4月下旬予定

教育職給料表（二） 4 級

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
19	443,500	34	459,800	49	467,500
20	444,800	35	460,300	50	468,000
21	446,000	36	460,800	51	468,500
22	447,200	37	461,300	52	469,000
23	448,500	38	461,800	53	469,500
24	449,800	39	462,300	54	470,000
25	451,200	40	462,800	55	470,500
26	452,400	41	463,400	56	471,000
27	453,400	42	463,900	57	471,600
28	454,600	43	464,400	58	472,100
29	455,800	44	464,900	59	472,600
30	456,600	45	465,400	60	473,100
31	457,400	46	465,900	61	473,600
32	458,300	47	466,400		
33	459,300	48	466,900		

教育職給料表（二） 2 級【役職定年後】（4 級→2 級）

役職定年時の号給(4級)	退職時の号給(2級)	給料月額 (教職調整額を含む)	役職定年時の号給(4級)	退職時の号給(2級)	給料月額 (教職調整額を含む)	役職定年時の号給(4級)	退職時の号給(2級)	給料月額 (教職調整額を含む)
19	2-155	322,920	34		334,776	49		340,392
20		323,856	35		335,088	50		340,704
21		324,688	36		335,504	51		341,120
22		325,520	37		335,816	52		341,432
23		326,560	38		336,232	53		341,848
24		327,496	39		336,544	54		342,160
25		328,432	40		336,960	55	2-165	342,576
26	2-165	329,368	41	2-165	337,376	56		342,888
27		330,096	42		337,688	57		343,304
28		330,928	43		338,104	58		343,720
29		331,864	44		338,416	59		344,032
30		332,384	45		338,832	60		344,448
31		333,008	46		339,144	61		344,760
32		333,632	47		339,560			
33		334,360	48		339,872			

※役職定年後、昇給がなかったと仮定

令和6年度退職手当と税金

勤続35年・校長5年以上の場合

※給料表改正等により実際の支給額は変更になる場合があります。

退職時の号給	A 給料月額	B 退職手当支給額	C 退職所得控除額	D 課税退職所得金額	E 所得税	F 住民税		退職手当取額
						市町村民税	県民税	
19	443,500	24,407,941	18,500,000	2,953,000	201,953	177,100	118,100	23,910,788
22	447,200	24,584,464	18,500,000	3,042,000	211,040	182,500	121,600	24,069,324
25	451,200	24,775,300	18,500,000	3,137,000	220,740	188,200	125,400	24,240,960
28	454,600	24,937,511	18,500,000	3,218,000	229,010	193,000	128,700	24,386,801
31	457,400	25,071,096	18,500,000	3,285,000	235,851	197,100	131,400	24,506,745
34	459,800	25,185,598	18,500,000	3,342,000	245,958	200,500	133,600	24,605,540
37	461,300	25,257,161	18,500,000	3,378,000	253,310	202,600	135,100	24,666,151
40	462,800	25,328,725	18,500,000	3,414,000	260,661	204,800	136,500	24,726,764
43	464,400	25,405,059	18,500,000	3,452,000	268,420	207,100	138,000	24,791,539
46	465,900	25,476,623	18,500,000	3,488,000	275,772	209,200	139,500	24,852,151
49	467,500	25,552,957	18,500,000	3,526,000	283,531	211,500	141,000	24,916,926
52	469,000	25,624,521	18,500,000	3,562,000	290,882	213,700	142,400	24,977,539
55	470,500	25,696,084	18,500,000	3,598,000	298,234	215,800	143,900	25,038,150
58	472,100	25,772,418	18,500,000	3,636,000	305,993	218,100	145,400	25,102,925
61	473,600	25,843,982	18,500,000	3,671,000	313,140	220,200	146,800	25,163,842

※B $A \times 47.709 + 3,249,000$ ※C $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$ ※D $(B - C) \times 1/2$

※E $(D \times 0.1 - 97,500\text{円}) \times 1.021$ (D 195万円～330万円未満)
 $(D \times 0.2 - 427,500\text{円}) \times 1.021$ (D 330万円～695万円未満)

※F 市町村民税 $D \times 0.06$ 県民税 $D \times 0.04$ ※ 退職手当取額 $B - E - F$

令和6年度退職手当と税金

勤続36年・校長5年以上の場合

退職時の号給	A 給料月額	B 退職手当支給額	C 退職所得控除額	D 課税退職所得金額	E 所得税	F 住民税		退職手当取額
						市町村民税	県民税	
19	443,500	24,407,941	19,200,000	2,603,000	166,218	156,100	104,100	23,981,523
22	447,200	24,584,464	19,200,000	2,692,000	175,305	161,500	107,600	24,140,059
25	451,200	24,775,300	19,200,000	2,787,000	185,005	167,200	111,400	24,311,695
28	454,600	24,937,511	19,200,000	2,868,000	193,275	172,000	114,700	24,457,536
31	457,400	25,071,096	19,200,000	2,935,000	200,116	176,100	117,400	24,577,480
34	459,800	25,185,598	19,200,000	2,992,000	205,935	179,500	119,600	24,680,563
37	461,300	25,257,161	19,200,000	3,028,000	209,611	181,600	121,100	24,744,850
40	462,800	25,328,725	19,200,000	3,064,000	213,286	183,800	122,500	24,809,139
43	464,400	25,405,059	19,200,000	3,102,000	217,166	186,100	124,000	24,877,793
46	465,900	25,476,623	19,200,000	3,138,000	220,842	188,200	125,500	24,942,081
49	467,500	25,552,957	19,200,000	3,176,000	224,722	190,500	127,000	25,010,735
52	469,000	25,624,521	19,200,000	3,212,000	228,397	192,700	128,400	25,075,024
55	470,500	25,696,084	19,200,000	3,248,000	232,073	194,800	129,900	25,139,311
58	472,100	25,772,418	19,200,000	3,286,000	235,953	197,100	131,400	25,207,965
61	473,600	25,843,982	19,200,000	3,321,000	241,670	199,200	132,800	25,270,312

※B $A \times 47.709 + 3,249,000$ ※C $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$ ※D $(B - C) \times 1/2$ ※E $(D \times 0.1 - 97,500\text{円}) \times 1.021$ (D 195万円～330万円未満)
(D $\times 0.2 - 427,500\text{円}) \times 1.021$ (D 330万円～695万円未満)※F 市町村民税 $D \times 0.06$ 県民税 $D \times 0.04$

※ 退職手当取額 B-E-F

令和6年度退職手当と税金

勤続37年・校長5年以上の場合

退職時の号給	A 給料月額	B 退職手当支給額	C 退職所得控除額	D 課税退職所得金額	E 所得税	F 住民税		退職手当取額
						市町村民税	県民税	
19	443,500	24,407,941	19,900,000	2,253,000	130,483	135,100	90,100	24,052,258
22	447,200	24,584,464	19,900,000	2,342,000	139,570	140,500	93,600	24,210,794
25	451,200	24,775,300	19,900,000	2,437,000	149,270	146,200	97,400	24,382,430
28	454,600	24,937,511	19,900,000	2,518,000	157,540	151,000	100,700	24,528,271
31	457,400	25,071,096	19,900,000	2,585,000	164,381	155,100	103,400	24,648,215
34	459,800	25,185,598	19,900,000	2,642,000	170,200	158,500	105,600	24,751,298
37	461,300	25,257,161	19,900,000	2,678,000	173,876	160,600	107,100	24,815,585
40	462,800	25,328,725	19,900,000	2,714,000	177,551	162,800	108,500	24,879,874
43	464,400	25,405,059	19,900,000	2,752,000	181,431	165,100	110,000	24,948,528
46	465,900	25,476,623	19,900,000	2,788,000	185,107	167,200	111,500	25,012,816
49	467,500	25,552,957	19,900,000	2,826,000	188,987	169,500	113,000	25,081,470
52	469,000	25,624,521	19,900,000	2,862,000	192,662	171,700	114,400	25,145,759
55	470,500	25,696,084	19,900,000	2,898,000	196,338	173,800	115,900	25,210,046
58	472,100	25,772,418	19,900,000	2,936,000	200,218	176,100	117,400	25,278,700
61	473,600	25,843,982	19,900,000	2,971,000	203,791	178,200	118,800	25,343,191

※B $A \times 47.709 + 3,249,000$ ※C $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$ ※D $(B - C) \times 1/2$ ※E $(D \times 0.1 - 97,500\text{円}) \times 1.021$ (D 195万円～330万円未満)※F 市町村民税 $D \times 0.06$ 県民税 $D \times 0.04$

※ 退職手当取額 B-E-F

令和6年度退職手当と税金

勤続38年・校長5年以上の場合

退職時の号給	A 給料月額	B 退職手当支給額	C 退職所得控除額	D 課税退職所得金額	E 所得税	F 住民税		退職手当手取額
						市町村民税	県民税	
19	443,500	24,407,941	20,600,000	1,903,000	97,148	114,100	76,100	24,120,593
22	447,200	24,584,464	20,600,000	1,992,000	103,835	119,500	79,600	24,281,529
25	451,200	24,775,300	20,600,000	2,087,000	113,535	125,200	83,400	24,453,165
28	454,600	24,937,511	20,600,000	2,168,000	121,805	130,000	86,700	24,599,006
31	457,400	25,071,096	20,600,000	2,235,000	128,646	134,100	89,400	24,718,950
34	459,800	25,185,598	20,600,000	2,292,000	134,465	137,500	91,600	24,822,033
37	461,300	25,257,161	20,600,000	2,328,000	138,141	139,600	93,100	24,886,320
40	462,800	25,328,725	20,600,000	2,364,000	141,816	141,800	94,500	24,950,609
43	464,400	25,405,059	20,600,000	2,402,000	145,696	144,100	96,000	25,019,263
46	465,900	25,476,623	20,600,000	2,438,000	149,372	146,200	97,500	25,083,551
49	467,500	25,552,957	20,600,000	2,476,000	153,252	148,500	99,000	25,152,205
52	469,000	25,624,521	20,600,000	2,512,000	156,927	150,700	100,400	25,216,494
55	470,500	25,696,084	20,600,000	2,548,000	160,603	152,800	101,900	25,280,781
58	472,100	25,772,418	20,600,000	2,586,000	164,483	155,100	103,400	25,349,435
61	473,600	25,843,982	20,600,000	2,621,000	168,056	157,200	104,800	25,413,926

※B $A \times 47.709 + 3,249,000$ ※C $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$ ※D $(B - C) \times 1/2$ ※E $D \times 0.05 \times 1.021$ (D 195万円未満) $(D \times 0.1 - 97,500\text{円}) \times 1.021$ (D 195万円~330万円未満)※F 市町村民税 $D \times 0.06$ 県民税 $D \times 0.04$

※ 退職手当手取額 B-E-F

令和8年度退職手当と税金

勤続40年・校長5年以上の場合(資料2-(4)の者が定年延長し、62歳まで働いた場合)

役職定年時の号給	A 給料月額	B 退職手当支給額	退職時の号給	C 退職所得控除額	D 課税退職所得金額	E 所得税	F 住民税		退職手当取額
							市町村民税	県民税	
19	443,500	24,407,941	2-155	22,000,000	1,203,000	61,413	72,100	48,100	24,226,328
22	447,200	24,584,464		22,000,000	1,292,000	65,956	77,500	51,600	24,389,408
25	451,200	24,775,300		22,000,000	1,387,000	70,806	83,200	55,400	24,565,894
28	454,600	24,937,511		22,000,000	1,468,000	74,941	88,000	58,700	24,715,870
31	457,400	25,071,096		22,000,000	1,535,000	78,361	92,100	61,400	24,839,235
34	459,800	25,185,598		22,000,000	1,592,000	81,271	95,500	63,600	24,945,227
37	461,300	25,257,161		22,000,000	1,628,000	83,109	97,600	65,100	25,011,352
40	462,800	25,328,725	2-165	22,000,000	1,664,000	84,947	99,800	66,500	25,077,478
43	464,400	25,405,059		22,000,000	1,702,000	86,887	102,100	68,000	25,148,072
46	465,900	25,476,623		22,000,000	1,738,000	88,724	104,200	69,500	25,214,199
49	467,500	25,552,957		22,000,000	1,776,000	90,664	106,500	71,000	25,284,793
52	469,000	25,624,521		22,000,000	1,812,000	92,502	108,700	72,400	25,350,919
55	470,500	25,696,084		22,000,000	1,848,000	94,340	110,800	73,900	25,417,044
58	472,100	25,772,418		22,000,000	1,886,000	96,280	113,100	75,400	25,487,638
61	473,600	25,843,982		22,000,000	1,921,000	98,067	115,200	76,800	25,553,915

※B $A \times 47.709 + 3,249,000$

※退職時の号給は、昇格はないものと仮定

※C $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$ ※D $(B - C) \times 1/2$ ※E $D \times 0.05 \times 1.021$ (D 195万円未満)※F 市町村民税 $D \times 0.06$ 県民税 $D \times 0.04$

※ 退職手当取額 B-E-F

60歳年度末で退職

令和7年3月31日 退職時4級61号給 勤続38年 校長歴5年以上

22,594,982(473,600×47.709)	+	3,249,000	=	25,843,982 円
800万円 + 70万円 × (38年 - 20年)			=	20,600,000 円
(25,843,982 - 20,600,000) × 1/2			=	2,621,991 円
		1,000円未満切捨て		2,621,000 円
(2,621,000 × 10/100 - 97,500円) × 1.021			=	168,056.6 円
		1円未満切捨て		168,056 円
2,621,000 × 6/100			=	157,260 円
		100円未満切捨て		157,200 円
2,621,000 × 4/100			=	104,840 円
		100円未満切捨て		104,800 円

25,843,982	-	168,056	-	157,200	-	104,800	=	25,413,926 円
------------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------------------

令和9年3月31日 退職時2級165号給 勤続40年 校長歴5年以上

22,594,982 { (473,600×47.709) + (344,760×[47.709-47.409]) }	+	3,249,000	=	25,843,982 円
---	---	-----------	---	---------------------

※結果的に、ピーク時特例が適用され退職手当額の変更なし。

800万円 + 70万円 × (40年 - 20年)	=	22,000,000 円
(25,843,982 - 22,000,000) × 1/2	=	1,921,991 円
		1,000円未満切捨て
1,921,000 円		
(1,921,000 × 5/100) × 1.021	=	98,067.1 円
		1円未満切捨て
98,067 円		
1,921,000 × 6/100	=	115,260 円
		100円未満切捨て
115,200 円		
1,921,000 × 4/100	=	76,840 円
		100円未満切捨て
76,800 円		

25,843,982	-	98,067	-	115,200	-	76,800	=	25,553,915 円
------------	---	--------	---	---------	---	--------	---	---------------------

060216_ 三河教育条件資料 退職金について

(令和5年度開催「セカンドステージ・セミナー」の資料等から抜粋して作成)

※支給割合等は12月の改正以前のものになります。12月末の給与改定により変更されています

退職手当の計算式

$$\text{退職日における給料月額} (\ast 1) \times \text{支給割合} (\ast 2) + \text{調整額} (\ast 3)$$

1 役職定年後の給与について

60歳を迎えた翌年からは給与抑制され、「7割水準」となるよう調整される。しかし、管理職が役職定年により降任した場合、管理職手当の不支給、期末・勤勉手当の役職段階別加算等の減により、降任前の「6割程度」まで下がってしまう。

<非管理監督職>

60歳	給料		地域手当	期末・勤勉手当
61歳	給料	地域手当	期末・勤勉手当	← 約70%水準

<管理監督職>

60歳	給料		地域手当	管理職手当	期末・勤勉手当
61歳	給料	※	地域手当	期末・勤勉手当	← 約63~67%水準

管理職については、給料の月額「7割水準」とするため、不足分を「調整額(図中の※印)」として支給する。これにより、7割水準には届かないものの、現職中の63~67%程度の水準の給与となるように設定されている。

2 退職金の計算に用いる給料月額 (※1)

前述のように、61歳以降、給料は「60歳の『現職』時の7割程度」に削減される。この減額後の給与で計算されてしまうと退職金が大幅に減ってしまうため、60歳の時点での給与月額で計算される。

3 支給割合 (※2)

勤続期間が35年以上の場合、支給割合は「47.709」となる。しかし、勤続期間が短い場合、支給割合が下がる。

勤続期間の計算では「1年未満の端数」は切り捨てとなる。そのため、前年度途中から勤務していたとしても、その分は加算されない。

4 調整額 (※3)

調整額は、管理職(校長 or 教頭)の在職期間によって計算されるが、最大60月(5年間)として計算される。そのため、校長職が5年を超える場合は、校長としての5年間で算定され、校長3年以前に教頭の勤務経験がある場合、校長としての3年と教頭としての勤務の最大2年分が算定される。

校長職歴		教頭職歴		調整額合計
5年以上	54,150×60	0年	0	3,249,000
4年	54,150×48	1年	43,350×12	3,119,400
3年	54,150×36	2年以上	43,350×24	2,989,800

5 退職金の基本額

退職金は、「基本額」と前述の「調整額」を合算した金額となる。この基本額は、前述の、「給料月額」(※1 役職定年前の給料月額)に、「支給割合」(※2)をかけた金額である。

なお、支給割合は「勤続期間 35 年以上」で試算した。

号給	給料月額 × 支給割合	基本額 (円)
1 9	442,200	21,096,919
2 5	449,800	21,459,508
3 4	458,400	21,869,805
4 0	461,500 × 47.709	22,017,703
4 6	464,600	22,165,601
5 2	467,700	22,313,499
6 1	472,300	22,532,960

6 退職金の試算

<例1 勤続期間 38 年、4-61 号給、校長歴 5 年の場合>

$$472,300 \text{ 円 (給料月額)} \times 47.709 \text{ (支給割合)} + 3,249,000 \text{ (調整額)} \\ = 25,781,960 \text{ 円}$$

<例2 勤続期間 38 年、4-49 号給、校長歴 5 年の場合>

$$466,100 \text{ 円 (給料月額)} \times 47.709 \text{ (支給割合)} + 3,249,000 \text{ (調整額)} \\ = 25,486,164 \text{ 円}$$

<例3 勤続期間 34 年 (35 年未満)、4-25 号給、校長 3 年 + 教頭 2 年以上>

$$449,800 \text{ 円 (給与月額)} \times 46.83015 \text{ (支給割合)} + 2,989,800 \text{ (調整額)} \\ = 24,054,001 \text{ 円}$$

<例4 勤続期間 31 年、4-19 号給、校長 3 年 + 教頭 2 年以上>

$$442,200 \text{ 円 (給与月額)} \times 42.31035 \text{ (支給割合)} + 2,989,800 \text{ (調整額)} \\ = 21,699,436 \text{ 円}$$

7 退職手当に係る税金

- ・退職手当 (退職所得) に係る税金としては、「所得税」と「住民税」(市町村民税・県民税)がある。
- ・令和 19 年 12 月 31 日までに退職する場合、「復興特別所得税」(所得税の 2.1%) も併せて徴収される。
- ・退職手当に係る税金は、その他の所得とは分けて、「分離課税」される。また、通常の所得税が前年の所得に対して課税されるのに対して、当該支給年度に、支給金額から差し引く形で徴収される。

●得税の対象となる金額

$$\text{退職手当支給額} - \text{退職所得控除額} \times 1/2 \quad (\text{※1,000 円未満切り捨て})$$

<勤続 20 年超の場合>

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

※ 定年延長により、長く働くと「控除額」が増え、有利になる。

<文責：山北>

○ 主たる目標

- ・児童生徒の「生きる力」を育む学校経営に関する研究

○ 事業内容

- ・学校経営に関する研究推進（情報収集、整理研究、広報）
- ・各研究大会に向けての研究推進（研究協議会での事前研修、大会参加の依頼・集約）
- ・愛知県教育振興会と連携した教育的刊行物の編集と啓発推進（「ゆう&ゆう」の執筆、原稿審議、助成事業）

○ 活動報告

- 1 委員会の開催 6/7 豊橋、11/29 岡崎、2/21 岡崎

研究内容の検討、研究大会参加割当立案など

- 2 各研究大会に向けての研究推進（東陸小愛知・東陸中福井大会、全連小徳島・全日中岩手大会すべて通常開催）

研究発表事前協議会（研修）を開催 6/7 豊橋、8/27 岡崎

※東陸中福井大会・東陸小愛知大会口頭発表者に発表をしてもらいました。研修も兼ねて協議会として実施しています。

- 3 愛知県教育振興会との連携

- (1) 教育的刊行物の編集作業 計画に則り実施
- (2) 刊行物の広報と注文とりまとめ・啓発推進 随時実施
- (3) 愛知県教育振興会助成事業

※ 親と子のつどい豊橋市で開催。R7年度は西尾で開催予定。

○ 所見

各研究大会への参加者数や発表の割り当ての調整、参加者への連絡等、県校長会事務局や県学校経営委員会と連絡・調整を図りながら円滑に行うことができた。引き続き、会議の充実を図るとともに、関係団体との連携も密にしながら活動に取り組んでいく。本年度は東海北陸小学校研究大会が愛知で行われるなど、参集型での研修は他地域の校長先生方と直に協議することができ、大変有意義な大会となった。

愛知県教育振興会との共催である教育的刊行物の編集と普及推進については、滞りなく実務を推進することができ、役割を果たすことができたが、刊行物の注文数の減少が課題である。

今後も、児童生徒の「生きる力」を育む学校経営に関する研究の更なる推進のために、各研究大会の発表等の役割分担や、参加者の調整等を円滑に進め、各地区で実施される事前の研究協議会のいっそうの充実を図り、教育的刊行物の普及とその活用を促進していく。

1 令和7年度研究大会概要ならびに三河参加人数と三河参加者

令和7年1月10日

第60回 東海北陸地区連合小学校長会教育研究 三重大会 期 日：令和7年10月9日（木）・10日（金） 会 場：三重総合文化センター 会 費：6,000円？ 愛知県参加予定人数(名古屋市含む)：191人 三河地区予定人数：68人（うち三河役員3名含む）+県役員1人
第77回 全国連合小学校長会研究協議会 福岡大会 期 日：令和7年10月16日（木）・17日（金） 会 場：福岡国際会議場 福岡サンパレス 他 会 費：8,000円 愛知県参加予定人数(名古屋市含む)：95人 三河地区予定人数：32人（うち三河役員3名含む）+県役員1人+県学経1人
第65回 東海北陸中学校長会研究協議会 岐阜大会 期 日：令和7年7月3日（木）・4日（金） 会 場：ホテルグランヴェール岐山 他 会 費：7,500円 愛知県参加予定人数(名古屋市含む)：204人 三河地区予定人数：70人（うち三河役員3名含む）+県役員1人
第76回 全日本中学校長会研究協議会 香川大会 期 日：令和7年10月23日（木）・24日（金） 会 場：レクザムホール 他 会 費：7,000円 愛知県参加予定人数(名古屋市含む)：45人 三河地区予定人数：14人（うち三河役員1名含む）+県役員1人+県学経1人

2 令和7年度研究大会発表者・司会者等一覧（三河分）

(1) 東海・北陸地区連合小学校長会教育研究三重大会

敬称略

分科会・研究協議題目		発表者		
⑩	危機対応	口頭発表	岡崎・大門小学校	紀平 高之
		司 会	岡崎・豊富小学校	加藤 環

(2) 全国連合小学校長会研究協議会福岡大会

発表予定なし

(3) 東海北陸中学校長会研究協議会岐阜大会

敬称略

分科会・研究協議題目		発表者		
⑧	学校と地域の連携・協働による「チーム学校」と「働き方改革」の実現	口頭発表	田原・福江中学校	矢野 正明
		司 会		

(4) 全日本中学校長会研究協議会香川大会

発表予定なし

3 県校長会研究収録執筆予定者（三河分）

敬称略

大会名	執筆校長氏名	学校名
全連小福岡大会	すぎうら まさゆき 杉浦 政之	西尾市立一色東部小学校
全日中香川大会	は が としゆき 芳賀 敏行	豊橋市立南部中学校

④進路委員会

1 経過報告

11月	8日	(金)	三河校長会理事会理事会・郡市代表社会
	12日	(火)	三河進路委員会⑤
	30日	(水)	県校長会理事会⑥
	13日	(月)	愛知県進路指導中高連絡会②
	10日	(火)	三河校長会理事会理事会・郡市代表社会

竜美丘会館
三河教育会館
県教育会館
県教育会館
リモート

2 連絡事項

12月13日(金) 愛知県進路指導中高連絡会について

資料1

○令和7年度入試に向けての確認事項

- ・入試当日朝の電話対応について
- ・面接試験の集合時刻の周知方法について
- ・合格者説明会実施日、実施時間の周知について

○令和7年度の中学校の定期テスト、調査書評定について

○令和7年度の私立、専修学校関係の日程について

○令和8年度入学者選抜の日程について

○Web出願について

3 今後の予定

1月	8日	(水)	私学・専修出願(推薦・特色)開始 高等特別支援学校出願
	10日	(金)	私学・専修出願(一般)開始
	11日	(土)	豊田高专入試(推薦)発表1/17
	14日	(火)	公立通信前期出願開始
	15日	(水)	私学・専修入試(推薦・特色)
	17日	(金)	私学・専修合格発表(推薦・特色)
	21日	(火)	公立連携型選拔出願開始～26日
	22日	(水)	私学・専修入試(一般)～24日
	26日	(日)	公立通信制前期検査 発表1/29
	27日	(月)	公立推薦・特色選抜等出願～2/3 私学・専修入試(一般)発表～1/29 就職一斉選考 ○テソー学園 発表2/2 ○トヨタ学園～30日 発表2/2の予定
	30日	(木)	愛知県名古屋市合同進路委員会⑥ 公立定時制前期出願～2/6 公立連携型選抜 発表1/31
2月	6日	(木)	公立全日制推薦等面接・検査
	7日	(金)	公立全日制一般出願～14日
	10日	(月)	公立全日制推薦等発表
	13日	(木)	公立定時制前期検査 発表2/18
	18日	(火)	公立志願変更
	26日	(水)	公立全日制高校学力検査(一般)
	27日	(木)	Aグループ面接検査
	28日	(金)	Bグループ面接検査
3月	4日	(火)	一般追検査
	6日	(木)	公立定時制後期出願～13日
	7日	(金)	中学校卒業式
	11日	(火)	公立高校入学者選抜 合格発表 二次募集出願～13日
	12日	(水)	公立通信制後期出願～19日
	17日	(月)	二次学力検査 発表18日

県教育会館

愛知県進路指導中高連絡会

令和6年12月13日(金) 10:00～

(愛知県小中学校長会事務局会議室)

1 R7年度入試に向けての確認事項

(確認)

- (1) 入試当日朝の電話対応について
- ・ 朝7時30分に留守電を解除し、中学校からの連絡に対応
- (2) 面接試験の集合時刻の周知について
- ・ 受付の締切日の翌日までに各校のWebページに掲載
- (3) 合格者説明会実施日・実施時間等の周知について
- ・ 各校のWebページに掲載
 - ※ 地区ごとの「合格者説明会実施日等一覧」の作成にご協力をお願いします。
- (4) その他
- ・ 推薦・特色選抜実施要項の受領について

2 R7年度の中学校の定期テストについて

(情報提供)

- 2学期末(2学期制の地区は後期中間テスト) 資料2
- 11月18日を含む日程もしくはそれ以降で実施
R7年度は、3日間実施の場合14・17・18日の実施も可。
- 調査書評定はこれまで同様に12月末(2学期末)評定で作成する。
2学期制、3学期制に限らず、4月～12月末の積算評定(第3学年における4月から12月末までの状況を総合した評定)を使用。
多くの自治体で私立高校も同様の扱い

3 R7年度の私立高校・専修学校関係の日程について

(情報提供)

(私立高校・専修学校合同説明会)

- 私立高校合同説明会
- 【名古屋・尾張地区】
- ・ 9月9日(火) 13:00～ 名古屋市教育センター 講堂
 - ・ 9月10日(水) 13:00～ 名古屋市教育センター 講堂
 - ・ 9月11日(木) 13:00～ 名古屋市教育センター 講堂
- 【西三河地区】
- ・ 9月16日(火) 14:00～ 西三河 岡崎市竜美丘会館
 - ・ 9月17日(水) 14:00～ 西三河 岡崎市竜美丘会館
- 【東三河地区】
- ・ 9月19日(金) 13:30～ 東三河 ロワジュールホテル豊橋
- 専修学校高等課程合同説明会
- ・ 9月24日(水) 13:30～ 名古屋市教育センター 講堂
 - ・ 9月26日(金) 13:30～ 名古屋市教育センター 講堂

[参考]

〈R6年度 私学展・専修学校展〉

○ 愛知の私立学校展

- ・ 8月22日(木)・23日(金) ドルフィンズアリーナ(愛知県体育館)

○ 愛知県高等専修学校展

- ・ 9月14日(土) ナディアパーク3階 デザインホール

〈R6年度 県立高校進学フェア〉

【尾張・名古屋地区】 8月 4日(日) 吹上ホール

※ 尾西地区 6月 1日(土) 津島市文化会館

※ 尾東地区 6月 8日(土) 瀬戸市文化センター・落合公園体育館

※ 尾北地区 6月 8日(土) 江南市民文化会館

※ 尾中地区 6月 9日(日) 尾張一宮駅前ビル iビル

※ 知多地区 8月27日(火) 東海市芸術劇場・半田市福祉文化会館

【東三河地区】 8月 3日(土) 豊橋商工会議所

【西三河地区】 8月 3日(土) 刈谷市産業振興センター

4 R8入試関連の日程について

(確認)

- ・ R8年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程について
- ・ R8年度私立高等学校入学試験関連日程について

資料3

資料4

5 その他

(確認・意見交換)

- ・ 公立入試における中高間の対応(覚え書き) [参考]

資料5

- ・ その他

R7愛知県の「会議、行事を行わない期間」 8/10(日)～16(土)

R7名古屋市の「学校閉庁日」 8/12(火)～15(金)

三河特別支援教育委員会 報告依頼事項

令和7年1月10日（金）

1 経過報告

(1) 会議等

- ・第4回 愛知県小中学校長会 特別支援教育委員会
日時：令和6年10月22日（火） 13:00～
会場：愛知県教育会館 ※15:00～県教委合同研修会

2 令和6年度特別支援学級の実態調査について

- ・活動報告書 別紙参照

4 今後の予定

- ・第5回 愛知県小中学校長会 特別支援教育委員会
日時：令和7年 1月21日（火） 13:30～
会場：ウインクあいち ※15:00～愛特研
- ・第3回 三河小中学校長会 特別支援教育委員会
日時：令和7年2月 5日（水） 13:30～
会場：蒲郡市民会館
- ・第6回 愛知県小中学校長会 特別支援教育委員会
日時：令和7年 2月13日（木） 13:30～
会場：愛知県教育会館

研究主題

共生社会の形成に向けて、 一人一人の教育的ニーズに応え、豊かに生きる力を はぐくむ特別支援教育の推進と充実

特別支援教育委員会

1 はじめに

現在、特別支援学級一学級の児童生徒数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によって、編制基準が8名と定められている。近年、特別支援学級に在籍する児童生徒の数が急増し、一人一人の障害の状態も重度・重複化、多様化が見られる。そこで、特別支援学級の編制基準が8名では、一人一人の教育的ニーズに十分に答えられず、担任も大きな不安を抱えているという現状を明らかにしていくこととした。

2 実態調査について

今回は、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の担任（5名以上を受け持っている担任を中心）を対象として、各地区4分の1の学校を抽出して、実態調査を実施した。9月に調査を行い、10月以降に結果を集計・分析し、基準の見直しに向けて、「児童生徒の障害の特性・実態の多様化や複雑化・ニーズの個別化、在籍児童生徒の多学年化」が担任に及ぼす困り感につながっている実態を把握した。

(1) 調査項目について

「安全管理面」「学習指導面」「生活指導・生徒指導面」「学級経営・運営面」の4項目で、編制基準が8名では担任として不安に思うことについて、より具体的に調査できるように質問を設けた。

(表1) 項目ごとの担任が不安に感じている割合

項目	数	%
安全管理面	299	96%
学習指導面	309	99%
生活指導・生徒指導面	298	96%
学級経営・運営面	295	95%

(2) 調査結果

今回の調査では、合計312人の回答を得た。4つの項目ごとに、編制基準が8名では担任として不安を感じるかについて質問したところ、すべて項目において、約95%以上の担任が8名基準では不安に感じることが分かった(表1)。項目ごとに見てみると、安全管理面では「衝動的な行動へ対応すること(303人・約97%)」、学習指導面では「障害の度合いに応じた教材教具の準備や提供をすること(293人・約94%)」への不安が高かった。このことから、特別支援学級担任が、目の前の児童生徒の特徴的・衝動的な行動への対応、そして、それぞれに異なる発達段階や実態が求めるニーズへの対応に苦慮している状況が分かる。また、学級経営・運営面では「複数の学年が在籍しており、教育課程の編成や実施が複雑になること(286人・約92%)」への不安が高いことから、在籍児童生徒数の増加による多学年化が、一人一人にニーズに応えることの難しさにつながっていることがうかがえる。

3 おわりに

今後は本年度の実態調査の結果を詳しくに分析し、各学校現場で、より一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援ができるよう、特別支援学級編制基準の改善に向けて、今後も関係諸機関に対し粘り強く働きかけていきたい。